

# 令和5年度 青梅子育てNPO団体等支援事業 手引き

お問合せ先

**青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会**

電話:050-3390-0613 担当:小川(平日15時~17時)

郵送先 〒198-0024 東京都青梅市新町5-32-15シムラビル1階 NPO法人青梅こども未来内

## 目次

- 1 青梅ライオンズクラブ子ども支援プロジェクト 2023年度助成金事業の概要
- 2 応募できる団体
- 3 対象となる事業
- 4 対象とならない事業
- 5 募集する事業
- 6 助成金の金額
- 7 対象となる経費
- 8 応募に必要な書類
- 9 応募方法
- 10 応募にあたっての留意事項
- 11 審査方法および審査基準
- 12 事業実施に向けた協議および協定書の締結
- 13 事業の報告
- 14 情報公開
- 15 事業実施にあたっての留意事項
- 16 スケジュール
- 17 その他
- 18 問い合わせ先

# 1 青梅ライオンズクラブ子ども支援プロジェクト 2023年度助成金の概要

青梅ライオンズクラブ子ども支援プロジェクト 2023年度助成金事業は、行政だけでも、個人だけでも解決できない地域課題や多様化するニーズに対応するため、青梅市内の子育てNPO団体等の自主性、専門性および柔軟性を生かした提案を募集し、支援を実施するものです。

## 2 提案できる団体(応募資格)

事業に応募できる団体は、青梅市内で市民活動を行う、次に掲げる要件を全て満たす団体です。

- (1) 定款(規約・会則)等を持ち、民主的な活動をしていること
- (2) 5名以上で構成されていること。
- (3) 会計処理を適正に行っていること。
- (4) 組織および活動の状況を公開していること。
- (5) 原則として1年以上継続して活動していること。
- (6) 暴力団の活動を助長する、または、暴力団の運営に資することとなる活動をしていないこと。

## 3 対象となる事業

対象となる事業は、次に掲げる要件を満たす事業です。

- (1) 協定書締結後から令和6年3月31日までに実施する事業
- (2) 市内で実施される事業
- (3) 地域課題や社会的課題の解決、多様化するニーズへの対応を目指す事業
- (4) 確実に実施可能な事業
- (5) 適切な予算である事業
- (6) 成果目標が適切に設定されている事業

## 4 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- (1) 営利活動、政治活動、宗教活動または選挙活動を目的とするもの
- (2) 他の助成金等の交付を受けるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 審査委員会が当事業の趣旨に沿うものと判断できないもの

## 5 募集する事業

市内における地域課題やニーズに対応する自由な発想で提案するもの

## 6 助成金の額

事業の実施に必要な補助対象経費に対し、予算の範囲内で、1事業につき上限を10万円として助成金を交付します。

## 7 対象となる経費

対象となる経費は、事業実施に必要な経費から、当該事業の実施に伴う収入額を引いた経費です。収支予算書の「項目」については、次の項目と経費の例を参考に記入してください。

### 項目および経費の例

報償費(謝礼)	講師やアドバイザー等、外部の専門家に対する謝礼金など ※高額な謝礼は対象外 ※講師交通費を計上する場合は実費を試算して計上してください
消耗品費	事業実施のために必要な材料、文具類等の消耗品費
印刷製本費	ポスター・チラシ等の印刷費・コピー代
使用料および賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料など
人件費	事業実施に直接関わるスタッフの人件費など ※積算根拠が明確なものに限る(時給・時間・人数・業務内容を明記してください。) ※高額な人件費は対象外
保険料	事業に係る保険料
その他	事業を実施するために必要と認められる経費

### 【対象とならない経費】

- (1) 団体の運営にかかる人件費(事業実施に携わらないスタッフの人件費など)
- (2) 団体関係者に対する謝礼
- (3) 施設の整備にかかる経費
- (4) 施設の維持管理にかかる経費(事務所の賃借料、光熱水費、電話料、インターネットなどの通信費など)
- (5) 備品にかかる経費(使用によってすぐに消耗せず比較的長時間使用できるもの)
- (6) 飲食費
- (7) 団体の構成員のみを対象とした講座等にかかる経費
- (8) 記念品の購入等にかかる経費
- (9) 領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- (10) その他、事業実施に直接かかわらない経費または社会通念上適切でない経費以上がその一例です。他に経費として認められない場合もあります。

### 【参考】

講師謝礼金として青梅市の謝礼支払い基準を以下に載せておきます。  
《1時間当たりの支払額》

大学教授、弁護士、医師、国部長級、都局長級、市町村長 13,000 円以内

大学准教授、短期大学教授 11,500 円以内

大学講師、短期大学准教授・講師、国課長級、都部長級、市区町村特別職 10,000 円以内

大学助教、小・中・高等学校長、国課長補佐級、都課長級、市区部長級 6,000 円以内

大学助手、小・中・高等学校副校長、指導主事、国係長級、都課長補佐級、市区町村課長級 5,000 円以内

小・中・高校教諭、都係長級以下、市区町村課長補佐級以下、付属機関の委員、その他非常勤特別職 4,000 円以内

趣味・技術・スポーツ教室等の講師（有資格者および経験年数により判断） 3,000 円以内

## 8 応募に必要な書類

次の書類を提出してください。

- (1) 事業提案書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 提案団体の概要
- (5) スケジュール
- (6) 団体の定款、規約または会則
- (7) 会報誌等（発行している場合）

## 9 応募方法

募集期間内に必要書類を事務局へ郵送にて提出してください。折り返し確認のお電話をさせていただきます。

- (1) 応募書類の受付期間

令和5年4月1日（日）～5月31日（水）

- (2) 提出先

青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会 担当 横手宛

住所 〒198-0024 東京都青梅市新町5-32-15シムラビル1階

## 10 応募にあたっての留意事項

応募の際は次の点にご注意ください。

- (1) 1団体につき1事業の提案をすることができます。
- (2) 応募書類は、記入漏れや添付書類に不備がないようにご提出ください。

(3)提出いただいた書類については返却しませんので、必要に応じてコピー等を取ってください。

(4)経費の見積額はその内訳を明確に示してください。

(5)応募書類の様式は、青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会ホームページの「青梅子育てNPO団体等支援事業」からダウンロードできます。

<https://www.ome-kodomo-npo.com/jyosei>

## 11 審査方法および審査基準

提案された事業の審査は、書類審査やプレゼンテーションにより、審査委員会が行います。

(1)第1次審査 提案されたすべての事業について書類審査を行います。

(2)第2次審査 第1次審査を通過した事業についてプレゼンテーションを行います。

(各団体10分程度)

(3)審査基準 次の項目により審査を行います。

ア 地域課題や多様化するニーズに対応しているか

イ 団体の専門性が十分に発揮されるものか

ウ 事業実施および予算の執行が適正に行える体制が整っているか

(4)審査結果

ア 第1次審査の結果は6月中旬～下旬頃までに全ての提案団体にお知らせします。

イ 第2次審査(プレゼンテーション)は7月中旬頃に行います。

ウ 第2次審査の結果は第2次審査対象者に7月下旬頃までにお知らせします。

エ 応募件数が多い場合および審査の結果により、採択されない場合があります。

あらかじめご了承ください。

## 12 事業実施に向けた協議および協定書の締結

事業が決定した後、より効果的な事業となるよう事業計画についての協議にご協力いただき、協議の内容がまとまった後、協定書を締結します。

## 13 事業の報告

(1)書類の提出 事業が終了した後、15日以内に、次の書類を提出してください。

ア 事業完了報告書

イ 事業助成金実績報告書

ウ 事業報告書

地域課題や多様化するニーズへの対応として、団体の専門性が発揮されたか、市民や地域への波及効果、事業実施体制、収支予算書の内容が適正に実施されているかを具体的に記載してください。

エ 収支決算書

オ 領収書等の写し

## (2) 報告会

事業報告会を実施し、報告をしていただきます。

# 14 情報公開

事業の公平性や透明性を高めるため、事業の応募状況(団体名、事業名、事業の概要)、審査結果、事業報告会の様子や事業評価を青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会のホームページ等で公開します。

# 15 事業実施にあたっての留意事項

(1) 協議の後、提案内容を多少変更していただく場合があります。

(2) 事業の円滑な実施のため、提案団体は事務局と連絡を取り合い、情報の共有に努めましょう。

(3) 協定書の締結後に事業の内容または経費の配分を変更するとき、および、事業を中止または廃止するときは、承認が必要です。事業(変更・中止・廃止)承認申請書を提出してください。ただし、軽微なものは除きます。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消します。

ア 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

イ 助成金を当該協働事業以外の用途に使用したとき

ウ 事業を中止、または廃止したとき

エ 事業を承認を得ずに変更したとき

オ その他条件、法令等に違反したとき

# 16 スケジュール

実施状況により時期が変更になる場合があります。

4月1日～5月31日 提案(応募)受付期間

6月中旬～下旬 一次審査(書類審査) および一次(書類審査)結果通知

7月中旬 第2次審査(プレゼンテーション)

7月下旬 第2次審査結果通知

# 17その他

事業実施にあたっては、事故のないよう、また感染症対策に万全を尽くしてください。

# 18お問合せ先

青梅市子ども関連NPO団体連絡協議会

小川佳那恵

電話 050-3390-0613（平日15時～17時）